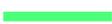


指定道路図【参考図】の凡例

線色	道路種別	内容	幅員等について
 緑色	法第42条第1項第1号	国道、県道、市道で道路幅員が4m以上の道	国道事務所、滋賀県大津土木事務所又は建設部路政課(本館4階)で道路区域をご確認ください。なお、法第42条第1項第5号で指定された後、大津市道等に移管されている路線は指定道路図マップ上に指定当時の位置指定番号を記載しています。
 黄緑色	法第42条第1項第2号	開発等道路	都市計画部開発調整課(本館3階)又は建築指導課へお問い合わせください。
 蛍光緑色	法第42条第1項第3号	既存道路	一般的には、既存又は基準時※1の道路形態を基本に、土地の境界、周辺の建築計画概要書等を参考に調査してください。
 オレンジ色	法第42条第1項第4号	道路法、都市計画法その他の法律による事業計画のある道路で特定行政庁が指定した道路	建築指導課へお問い合わせください。詳細について事業部局をご案内します。
 黄色	法第42条第1項第5号	位置指定道路	建築指導課へお問い合わせください。道路位置指定図をご案内します。
 水色	法第42条第2項	基準時※1の幅員が1.8m以上かつ建築物が建ち並んでいた道路	一般的には、既存又は基準時※1の道路形態を基本に、土地の境界、周辺の建築計画概要書等を参考に調査してください。なお、大津市道の場合は路政課で道路区域をご確認いただけます。
 黒色	法第42条外	建築基準法上の道路ではない道又は土地等	-
無着色	未判定	未判定の道で、建築基準法上の道路に該当するかどうかの疑義がある場合は、道路判定を行いますので、建築指導課にお問い合わせください。	-

○指定道路図【参考図】は、建築基準法による道路の種別を表しているものです。

○各路線に※がある場合は建築指導課へお問い合わせください。

○令和7年4月1日よりインターネット公開しております。

※1 基準時：都市計画区域に編入された時点又は建築基準法が施行された時点のいずれか遅い方